

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書 自署・押印制度の廃止について（お知らせ）

岐 阜 県

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書につきましては、これまで、代表者及び経理責任者の自署・押印が義務付けられていましたが、平成30年度税制改正において、法人事業税・地方法人特別税における自署・押印制度が廃止され、代表者にあつては記名・押印、経理責任者にあつては記名のみで足りることとされました。

対象となる申告は次のとおりです。

- 確定申告：平成30年4月1日以降に終了する事業年度
- 修正申告：平成30年4月1日以降に提出するもの
- 中間申告：平成30年4月1日以降に申告義務が発生するもの（予定申告も同様）

なお、県税事務所からお送りする確定申告書（6号様式）及び予定申告書（7号様式）は、しばらくの間、旧様式となりますので、下記のとおり読み替えてご使用ください。

【旧様式】		【新様式】
「代表者 自署押印」	⇒	「代表者 氏名印」
「経理責任者 自署押印」	⇒	「経理責任者 氏名」

お問い合わせ先		
岐阜県税事務所 法人事業税第1係・第2係	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内	058-214-6874（直通）
西濃県税事務所 事業税係	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111（代表）
中濃県税事務所 事業税係	美濃市生櫛1612-2 中農総合庁舎内	0575-33-4011（代表）
東濃県税事務所 事業税係	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111（代表）
飛騨県税事務所 事業税係	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111（代表）